

## 売買契約書

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）神奈川県立こども医療センター  
総長 町田 治郎（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、  
次のとおり契約を締結する。

### （契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 契約の目的 | 両眼視機能検査・視能矯正訓練器更新 |
| (2) 物品の内容 | 別紙仕様書のとおり         |
| (3) 売買代金  | 金 〇〇〇円            |

（取引に係る消費税及び地方消費税相当額は別途加算する。）

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算定したものである。

- |            |                |
|------------|----------------|
| (4) 納入期限   | 令和4年3月31日      |
| (5) 納入場所   | 神奈川県立こども医療センター |
| (6) 契約保証金  | 免除する。          |
| (7) 代金支払場所 | 三井住友銀行横浜支店     |

### （納入の通知）

第2条 受注者は、売渡し物品を納入したときは、直ちに発注者に納入した旨を通知するものとする。

### （検査）

第3条 発注者は、前条に定める通知を受けた日から起算して10日以内に受注者が指定する職員の立会いのもとに検査を行い、これに合格したときは、物品を受領するものとする。

2 検査の結果、不良品があるときは、受注者は当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

### （代金の支払方法）

第4条 売買代金の支払は、前条に規定する検査が完了し、発注者が物品を受領した後、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

### （履行遅滞）

第5条 受注者が物品を納入期限までに納入しないときであっても、発注者が特に必要と認めた

場合には、納入期限の延期を承認することができる。

- 2 前項の規定により納入期限を延期するときには、遅滞料を徴収するものとする。この遅滞料は、その期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき売買代金に遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）の割合で計算した額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。
- 3 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
- 4 第3条第2項及び第8条第1項に規定する場合において、指定された期間内に受注者が良品を納入しないとき又は物品の補修をしないときは、前3項の規定を準用する。
- 5 発注者の責めに帰する事由により第4条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して第2項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

#### (権利義務の譲渡)

第6条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

#### (危険負担)

第7条 第3条第1項に規定する受領前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

#### (瑕疵担保責任)

第8条 物品の受領後、発注者において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が発注者の過失による場合を除き、受注者は発注者の指定する日までにこれを良品と交換又は物品を補修するものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が交換又は補修に応ずる期間は、物品受領後1箇年とする。

#### (秘密の保持等)

第9条 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

- 2 受注者は、この契約の履行にあたり、反社会勢力と一切の関係を持つてはならない。

#### (配送方法)

第10条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第11条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する法人の事業年度から6事業年度の間は、同様とする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、発注者は違約金として契約金額の100分の15に相当する金額を徴収することができる。

- (1) 第1条第4号に規定する納入期限又は第3条第2項の指定期日までに良品を納入しないとき又は物品の修補をしないとき。
- (2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 物品の検査に際して受注者若しくはその代理人又はこれらの使用人等が発注者の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為（第14条に定める不正行為を除く。）があると発注者が認めたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(暴力団等排除に係る解除等)

第14条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて

も、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
  - (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
  - (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
  - (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 前2項の規定は、受注者が次の各号に該当するときに準用する。
    - (1) 受注者がこの契約履行にあたり、反社会的勢力と関係を持ったとき。
    - (2) 契約締結後に受注者が反社会的勢力であることが判明したとき及び反社会的勢力が直接又は間接的に受注者を支配するに至ったとき。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

- 第15条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。
  - 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
  - 4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

#### (談合その他不正行為による解除)

- 第16条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。
- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。
  - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令

(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

#### (賠償の予約)

第17条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、売買代金の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (賠償金等の徴収)

第18条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金(以下「賠償金等」という。)を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を加えた額を徴収する。

2 契約金が未払の場合にあつては、賠償金等及び売買代金支払日までに遅延利息がある場合はその遅延利息を、発注者が支払うべき売買代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

#### (契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

#### (訴訟の提起)

第20条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

#### (協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、法人の会計に関する規程に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 3年 月 日

発注者 横浜市南区六ツ川2丁目138-4  
地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
神奈川県立こども医療センター  
総 長 町 田 治 郎 印

受注者 ○○○○